

改正災害対策基本法の東京都地域防災計画
(震災編、風水害編)への反映項目

参考資料3

改正項目	概 要
地区防災計画 § 42第3項及び § 42の2	自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、区市町村内の地区居住者等から提案があった場合等に、市町村地域防災計画に、地区防災計画を定めることができる。
物資供給事業者との協定 § 49の3	行政のみならず、民間事業者の持つノウハウや流通備蓄等を活用することにより、官民一体となった災害対策を推進する必要があるため、民間事業者との協力に関する協定の締結等を、災害予防責任者(地方公共団体等)の努力義務として制度化
指定緊急避難場所 § 49の4～6	異常な現象ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所を指定し、これを住民等に周知することにより、より円滑かつ安全な避難を促進しようとするもの。指定緊急避難場所の指定にあたっては、地域の状況等を勘案し、一定の基準を満たす施設又は場所を指定することになる。
指定避難所 § 49の7～9	被災者の避難及び救援を円滑に実施するためには、適切な施設を平時から指定しておき、住民等に広く周知しておくことが有効。また、指定により救援物資等の送付先となる避難所を事前に把握しておくことにより、国等によるプッシュ型の物資輸送の的確かつ迅速な実施や、広域避難が必要な事態の円滑な被災住民の受け入れの協議が可能
避難行動要支援者名簿 § 49の10～13	区市町村長が避難について特に支援が必要な者の名簿をあらかじめ作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有するための制度を創設
インターネットの優先利用 § 57及び § 61の3	避難指示等の伝達手段の多様化(インターネットの活用等)を促進
屋内での待避等の安全確保措置の指示 § 60第3項	従来の「避難のための立ち退き」に加え、新たに、自宅の上階部分などの一定の安全が確保された屋内の留まる避難行動である「屋内での待避等の安全確保措置」を法律上位置づけ
避難指示等に係る助言 § 61の2	区市町村長が避難指示等の発令のタイミングを逃したり、その発令に躊躇したりする事態が生じていることを踏まえ、専門的な知見等を有する国・都道府県から市町村への助言に関する規定を整備し、区市町村長の適時適切な避難指示等の発令を支援
避難所における配慮 § 86の6及び § 86の7	避難所における生活環境の整備について努力義務を規定。また、避難所以外の場所での生活を余儀なくされた被災者に対しても、避難所に滞在する被災者と同様の支援が受けられるよう、必要な配慮を行うことについて努力義務を規定。
被災者の運送 § 86の14	円滑な広域避難の実施のため、指定公共機関(運送業者)に対する被災者の運送の要請等に関する規定を整備。
安否情報 § 86の15	都道府県知事又は区市町村長は、災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合に、照会者に回答することができる。
罹災証明の交付 § 90の2	罹災証明書が遅滞なく被災者に交付されるよう法律に明確な根拠を設けるとともに、住家の被害調査等に必要な体制整備に関する区市町村の責務を規定。
被災者台帳の整備 § 90の3及び § 90の4	個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成制度を創設